

## 変更届記入の手引き

### 【県内・県外コンサルタント業務】

#### 1 提出方法について

##### (1) 郵送による提出

提出先	〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 建設総務課 宛て ※封筒の表に「入札参加資格変更届在中」と記入してください。
その他	当課の受付印が必要な場合は、その旨明記し、「必要な額の切手を貼った返信用封筒と返信用書類（変更届の写しや任意の受付票等）」又は「必要な額の切手を貼った返信用はがき」を同封してください。

##### (2) 持参による提出

受付場所	和歌山市役所 東庁舎4階 建設総務課
その他	変更届に受付印を押印したコピーを控えとしてお渡しします。

#### 2 変更届の記載について

(1) 住所の記載がある場合、登録時の表記と統一するようにしてください。所在地を変更する場合は変更後の表記に統一ください。場合によっては変更届、使用印鑑届の再提出、競争入札参加資格登録書の差し替えが必要になります。

(例) 都道府県の表記 「〇〇県〇〇市・・・」、「〇〇市・・・」  
番地の表記 「・・・1丁目2番3号」、「・・・1-2-3」

(2) 「担当者氏名」「連絡先電話番号」については、記載内容の問い合わせに対応していただく方の氏名及び連絡先を記載してください。

(3) 日付は提出日又は作成日を記載してください。

#### 3 注意点

(1) 事務所登録の更新に係る届出は不要です。

(2) 技術職員の採用、退職、資格取得等の届出は不要です。

(3) 登録期間中、入札参加希望業種の追加、変更はできません。

(4) 個別のケースにより下記以外の書類が必要となることがあります。

(5) 現在建設コンサルタント業務において契約がある場合で、本市に登録している口座情報に変更が生じた場合は口座振替申出書も提出してください。

#### 4 変更事項ごとの添付書類

(1) 競争入札参加資格登録内容変更届に下記必要書類を添付して提出。

●は必須、△は該当者のみ必要

変更事項（本社）	添付書類	備考
・代表者氏名	●使用印鑑届（2部、コピー不可） ●履歴事項全部証明書（写し可、発行後3カ月以内、法人事業者のみ） △許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し ※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。	
・代表者役職名 （例）社長→取締役社長	●使用印鑑届（2部、コピー不可）	
本社（主たる営業所）の ・商号又は名称	●使用印鑑届（2部、コピー不可） ●履歴事項全部証明書（写し可、発行後3カ月以内、法人事業者のみ） ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け） △許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し ※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照） ※本社が和歌山市内で、商号・名称変更した場合提出必要。	
本社（主たる営業所）の ・所在地	●使用印鑑届（2部、コピー不可） ●履歴事項全部証明書（写し可、発行後3カ月以内、法人事業者のみ） △許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し ※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。 △競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け） ※契約する営業所が本社（主たる営業所）の場合提出必要。 △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照） ※1 和歌山市内間で本社所在地を変更した場合提出必要。 ※2 本社を市外から和歌山市内に変更する場合提出必要。 △納税証明書（法人事業者：法人市民税に係る納税証明書、個人事業者：個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後3か月以内）又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し ※本社を和歌山市外から和歌山市内に変更する場合提出必要。	

<p>・ 本社（主たる営業所）の住所表記の変更 （例）</p> <p>①和歌山県和歌山市〇〇→和歌山市〇〇</p> <p>②2丁目〇番→二丁目〇番</p> <p>③2丁目〇〇番→2-〇〇</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）</p> <p>△競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）</p> <p>※<b>契約する営業所</b>が本社（主たる営業所）の場合提出必要。</p>	
<p>・ 電話番号、FAX番号</p>	<p>なし</p>	
<p><b>変更事項（受任先）</b></p>	<p><b>添付書類</b></p>	<p><b>備考</b></p>
<p>受任先の</p> <p>・ 営業所名称 （所在地の変更なし）</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）</p> <p>●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）</p> <p>△許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し</p> <p>※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。</p> <p>△和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照）</p> <p>※和歌山市内営業所の名称を変更した場合、提出必要。</p>	
<p>受任先の</p> <p>・ 営業所名称 （所在地変更あり）</p> <p>・ 所在地</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）</p> <p>●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）</p> <p>△許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し</p> <p>※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。</p> <p>△「<b>測量</b>」の登録を行っており、受任先の変更をする場合は、当該営業所の測量士配置を確認できる資料として以下のいずれかの写しを添付してください。</p> <p>① 測量業者登録申請書 添付書類（ホ）【営業所ごとの測量士・測量士補の人数】</p> <p>② 測量業者登録申請書 添付書類（ト）【誓約書】</p> <p>③ 測量士名簿記載事項証明書</p> <p>△和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照）</p> <p>※1和歌山市内間で営業所所在地を変更した場合提出必要。</p> <p>※2和歌山市外から和歌山市内に営業所を変更した場合提出必要。</p> <p>△納税証明書（法人事業者：法人市民税に係る納税証明書、個人事業者：個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後3か月以内）又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、</p>	<p>※受任先の所在地変更のみの場合は提出不要。</p> <p>和歌山営業所から大阪営業所等の変更がある場合は提出必要。</p>

	<p>法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し  ※受任先を和歌山市内に変更（和歌山市内間での変更の場合は不要）する場合提出必要。</p>	
<p>受任先の  ・新設</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）  ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）  △許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し  ※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。  △「<b>測量</b>」の登録を行っており、受任先を新設する場合は、当該営業所の測量士配置を確認できる資料として以下のいずれかの写しを添付してください。  ① 測量業者登録申請書 添付書類（ホ）【営業所ごとの測量士・測量士補の人数】  ② 測量業者登録申請書 添付書類（ト）【誓約書】  ③ 測量士名簿記載事項証明書  △和歌山市内営業所等の位置図・写真（P6参照）  ※和歌山市内に営業所を新設した場合提出必要。  △納税証明書（法人事業者：法人市民税に係る納税証明書、個人事業者：個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後3か月以内）又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、  法人設立・事務所等設置申告書（受付済み）の写し  ※受任先を和歌山市内に新設する場合提出必要。</p>	
<p>・受任先住所表記の変更  （例）  ①和歌山県和歌山市〇〇→和歌山市〇〇  ②2丁目〇番→二丁目〇番  ③2丁目〇〇番→2-〇〇</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）  ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）</p>	
<p>・受任先廃止</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）  ●競争入札参加資格登録書（原本）＋返送用簡易書留封筒（長形3号・434円分切手貼付け）</p>	
<p>・受任者氏名</p>	<p>●使用印鑑届（2部、コピー不可）  △許可（登録）に係る証明書（通知書）の写し  ※許可（登録）の内容が変更される場合必要、受付印のあるもの。</p>	

・受任者役職名 (例) 所長→支社長	●使用印鑑届 (2部、コピー不可)	
・電話番号、FAX番号	なし	
<b>変更事項 (市内営業所)</b>	<b>添付書類</b>	<b>備考</b>
市内営業所の ・営業所名称	●和歌山市内営業所等の位置図・写真 (P 6 参照)	
市内営業所の ・所在地	●和歌山市内営業所等の位置図・写真 (P 6 参照) △競争入札参加資格登録書 (原本) + 返送用簡易書留封筒 (長形 3 号・4 3 4 円分切手貼付け)	登録書及び返信用封筒は営業所所在地が変わることにより <b>登録書記載の地区</b> が変わる場合に必要です。
・所長等の氏名 ・所長等の役職名 ・電話番号、FAX番号	なし	
市内営業所の ・新設	●競争入札参加資格登録書 (原本) + 返送用簡易書留封筒 (長形 3 号・4 3 4 円分切手貼付け) ●和歌山市内営業所等の位置図・写真 (P 6 参照) ●納税証明書 (法人事業者: 法人市民税に係る納税証明書、個人事業者: 個人市民税に係る納税証明書、写し可、発行後 3 か月以内) 又は新設したばかりで納税証明書が取れない場合は、 法人設立・事務所等設置申告書 (受付済み) の写し	
市内営業所の ・廃止	●競争入札参加資格登録書 (原本) + 返送用簡易書留封筒 (長形 3 号・4 3 4 円分切手貼付け)	
<b>変更事項 (その他)</b>	<b>添付書類</b>	<b>備考</b>
使用印 実印	●使用印鑑届 (2部、コピー不可) △印鑑 (登録) 証明書 (写し可、発行後 3 カ月以内) ※実印を変更した場合は必要	
許可業種の削除 廃業	●廃業届 (写し、受付印のあるもの) ●競争入札参加資格登録書 (原本) △返送用簡易書留封筒 (長形 3 号・4 3 4 円分切手貼付け) ※許可業種の削除の場合は提出必要。	専任技術者の変更による業種廃業の場合は様式 2 2 号の 2 でも可能です。

## ■ 和歌山市内営業所等の位置図・写真

市内営業所等の位置図・写真	位置図：営業所等の所在地がわかる詳細なもの 写 真：次のものをA4サイズの紙に貼付（印刷）して提出 ①外観全景 ②営業所正面（看板を写しこんだもの） ③郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの） ④事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの） ⑤測量法第56条の5に基づく測量業者の登録を受けた標識 ※主たる営業所、受任先が市内にあり、「測量」を希望する場合のみ。
---------------	--

## ■ 市内営業所等の基準

和歌山市内に営業所等を設置し、「受任先」又は「市内営業所」として登録を希望する場合、次のすべての項目を満たす必要があります。

- ① 営業に関し、法律上必要とする許可又は登録を有する営業所であることが明確に判明できるような表示を行っていること。
- ② 当該営業所において継続して営業を行っていることと認められるものであること。
- ③ 当該営業所内において常態的に社員が勤務していることが認められること。
- ④ 営業及び事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えていること。
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする許可又は登録を有する独立した当該業者の事務所であること。
- ⑥ 和歌山市に法人市民税又は市民税を納めていること。

### ※ 準市内業者の基準

和歌山県内（和歌山市外）に本社（主たる営業所）を有する事業者が「準市内業者」として登録を希望する場合、上記①～⑥の基準を満たすとともに、次の項目を満たす必要があります。

- ⑦ 和歌山市内に契約権限等を委任した適正な営業所を設置していること。
- ⑧ 和歌山市の有資格者名簿の登録業種において、⑦に掲げる営業所に複数の常勤技術職員等を配置していること。